

1. 商品名	自由金利型定期預金 (愛称：大口定期預金)
2. 販売対象	個人、法人、地公体、権利能力なき社団・財団、任意団体など
3. 期間	<定型方式>※ 1か月・3か月・6か月・1年・3年・5年・7年・10年 (2年・4年の新規取扱は中止しております。) <満期日指定方式>※ 1か月超 10年未満 定型方式の場合は、預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取り扱いができます。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	一括預け入れ 1,000万円以上 1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金	お預け入れ時の店頭の金利表示ボードに表示する利率を目安とし、当行で決定する利率を満期日まで適用します。(詳しくは、窓口へお問い合わせください。) ○中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)および満期日以後に分割して支払います。 ○なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て)により計算します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ○個人：20.315% [国税15.315%、地方税5%] の分離課税 ○法人：15.315% [国税15.315%] の法人預金課税・非課税 ※国税の税率については、復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年(2013年)1月1日から令和19年(2027年)12月31日までの間は15.315%となります。
7. 手数料	なし
8. 付加できる 特約事項	個人の通帳制定期預金口座のものは、総合口座の担保とすることができます。なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率です。
9. 中途解約時の 取り扱い	○満期日前に解約する場合は、すでにお支払いした利息額と、当行所定の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息額との差額を清算させていただきます。 ○中途解約利率については、<別紙1>を参照。
10. その他参考と なる事項	満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
11. 当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 一般社団法人全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
12. 預金保険制度	本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。(全額保護の対象ではありません。)